

令和6年度

# 教育行政執行方針

湧別町教育委員会

令和6年第1回湧別町議会定例会の開会にあたり、教育委員会の所管行政に関する主要な方針を申し上げます。

コロナ禍を乗り越え、新たな令和の時代の日常生活が再始動しました。町の教育・文化・スポーツの分野でも様々な取り組みが再開され、新たな取り組みが生まれつつあります。この変化の激しい社会において、子どもたちはバランスの取れた「生きる力」を身につける必要があります。教育の観点では、子どもから高齢者までの成長を考慮しつつ、社会全体で教育活動に注力することが求められています。誰一人取り残されることなく、持続可能な社会の創り手となるためには、幅広い学習機会を提供し、全ての人が社会の一員として活躍できる環境を整えることが重要であります。

教育委員会といたしましては、学校教育の柱を「知」・「情」・「意」・「体」・「郷土」と定めて、子どもたちに、確かな学力、豊かな人間性、自らを律する心、健康と体力、郷土を愛し守る心をバランスよく育ててまいります。

社会教育にあつては、基本理念を「ふるさとを知り、ふるさとを好きになり、ふるさとを守り育てる」と定め、町民一人ひとりが、心の豊かさや生きがいをもち生活するために、いつでも、どこでも、だれもが学ぶことのできる生涯学習社会の実現に努めてまいります。

このような考えのもと、湧別町の教育目標を

- 1 社会に参画できる実践的な能力をはぐくむ
- 2 自他を尊重し、ともに支える豊かな心をはぐくむ
- 3 自らを律し、自ら行動する積極的な心をはぐくむ
- 4 健やかな体と生命を尊ぶ心をはぐくむ
- 5 自然・環境を守り、伝統と文化を尊重し、郷土を愛する態度をはぐくむ

5つの教育目標を制定し、令和6年度に取り組む重点施策について申し上げます。

第一は、「小中一貫教育の推進について」であります。

優れた教育環境を確保するため、町内全域で小中一貫教育を取り入れ、本町が目指す義務教育9年間を見通した一貫性のある教育を充実させ、新しい時代にふさわしい学校づくりを進めてまいります。

湧別町型小中一貫教育の実現に向けましては、町内全ての学校が取組んでいく「学び合いのある学び」による学校づくりが重要であります。子ども同士がお互いに理解し合い、頼り合えるなど安心できる人間関係を基盤に学校生活を送ることができるよう、「一人残らず全ての子どもの学ぶ権利を保障する」「どの子どもも安心して学ぶことができる環境を創る」という理念に基づき、「学び合いのある学び」の活動を充実させ、授業づくりを通して「学校づくり」を行ってまいります。

本年度の教育施設整備につきましては、本町3校目となる上湧別地区義務教育学校を令和7年4月の開校に向け、昨年度から進めてきた増築校舎の建設と中学校棟の改修工事を実施いたします。また、開校に向けた準備については、PTAや学校運営協議会による開設準備委員会や、教職員による開校準備委員会

で協議を行ってまいります。

さらに、上湧別地区義務教育学校の開校に伴い、閉校となる小中学校の閉校記念事業については、現在、地域と協議を進めており、取りまとめ次第予算化し、支援を行ってまいります。

第二は、「学力向上の取り組みについて」であります。

全国学力・学習状況調査での平均学力は、小学校が全国平均を上回り、また中学校においても全国平均同等まで到達することができ、各学校において、湧別町型学校力向上事業に取り組み、主体的・対話的で深い学びの授業の実現のため教職員全体で取り組んでいる結果が表れております。

また、北海道大学大学院教育学研究院の支援により中学校での「学びの共同体」の授業スタイルによる学力向上を継続的に進めるほか、昨年度に引き続き、「湧別町学校力向上プラン」の取り組みを進めるとともに、本年度は新たに「湧別町型学び合いのある学び」の活動を充実させ、どの子どもも安心して学ぶことができる環境創りに取り組んでまいります。

第三は、「ICT教育について」であります。

GIGAスクール構想により整備が進んだ1人1台端末など、ICT環境は、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するための基本的ツールとして、必要不可欠であります。

本年度は、個別学習におけるデジタル教材などの活用によりデジタル教科書の積極的活用努めるほか、協同学習ではタブレットなどを活用して、より深い学びや話し合い学び合いを促進し、子どもたちにとって最適な学習環境が実現するよう努めてまいります。また、GIGAスクール構想により整備された1人1台端末の計画的な更新に向けて検討してまいります。

第四は、「安全・安心な学校づくりについて」であります。

新型コロナウイルス感染症、及び季節性感染症の対策については、引き続き国の対応ガイドラインや衛生管理マニュアルに基づき対策に取り組みながら、感染防止に努めてまいります。

また、感染症発生により、学校が通常の教育活動を行えなくな

った場合でも、オンライン授業やタブレット持ち帰りなど、子どもたちの学びを確実に保障し得る対策を行ってまいります。

登下校の安全確保については、「湧別町通学路交通安全プログラム」に基づき、危険個所の早期発見、必要に応じて合同点検を実施するなど、地域や警察・道路管理者と連携して安全確保に努めてまいります。

第五は、「豊かな心と健やかな体の育成について」であります。

豊かな心を育むため、道徳授業や集団生活のルールを指導するとともに、運動の習慣化や規則正しい生活、スマートフォンやゲーム依存の防止なども指導することで、心と体が調和した優れた人格形成を図ってまいります。

いじめについては、決して許されない行為であるとともに、どの児童生徒にも起こりうるものであることを十分認識し、早期発見と素早い対応に努め、児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、家庭や関係機関と連携して取り組んでまいります。

不登校については、子ども一人ひとりが、「学校に行きたい」

「みんなと過ごしたい」と思えるような、より良い集団を作るため、教職員による「居場所づくり」と、教職員、子どもによる「絆づくり」に努めてまいります。

第六は、「特別支援教育について」であります。

支援を必要とする児童生徒個々に応じた支援を行うため、本年度も通級指導教室をゆうべつ学園に設置し、ここを拠点として他校へ教員が巡回して通級指導を実施してまいります。

また、特別支援教育支援員を引き続き配置し、関係機関との連携を図り適切な支援を提供してまいります。

第七は、「中高一貫教育について」であります。

町内中学校・義務教育学校後期課程と湧別高校で行う中高一貫教育は「キャリア教育」を連携の柱として平成17年度から実施しております。

しかし地元中学生の湧別高校への進学率が伸び悩み、昨年度は、魅力ある中高一貫教育を目指して、連携の柱について見直し



を行いました。

新たな連携の柱として、従来の「キャリア教育」を改め、「主体的・対話的な学習」「地域と連携した探求的活動」を連携事業の柱とし、深い学びや地域参画力を養い、問題解決能力を身に付けることなど、魅力ある中高一貫教育となるよう取り組みを進めてまいります。

また、これまで連携の柱として取り組みを進めてきた「キャリア教育」については、子どもたちの勤労観や職業観を育むため各学校において引き続き、取り組みを行ってまいります。

第八は、「北海道湧別高等学校への支援について」であります。

湧別高校の魅力化と入学者数の増加を図るため、「北海道湧別高等学校存続対策事業」を継続して実施してまいります。また、昨年新設されたソフトテニス部のテニスコートについては、昨年度に引き続き、改修工事を行い、オムニコートの整備を実施してまいります。

第九は、「国際理解教育の推進について」であります。

外国語教育については、英語検定資格の取得をめざす「英検チャレンジ事業」を昨年度に引き続き、実施いたします。

また、新型コロナウイルス感染症の流行以来、国際交流活動はオンラインによるものに限定されていましたが、昨年度4年ぶりとなるニュージーランド・セルウィン町へ中学生・高校生を派遣する相互交流事業を再開することができました。本年度の相互交流事業においてはカナダへの派遣を実施する予定であります。

第十は、「学校給食センターの運営について」であります。

学校給食については、施設内の衛生管理を徹底し、地場産や北海道産の食材を優先的に使用した栄養バランスの優れた給食を提供してまいります。

また、食育については、食の大切さや食に関する正しい知識と食習慣を身に付けるための栄養教諭による指導を行ってまいります。

本年度の給食費については、賄材料費の高騰が続いておりますが、昨年同額に据え置きとし1食当たり小学生247円、中学生285円で提供してまいります。

施設整備については、照明のLED化改修工事を実施いたします。

第十一は、「社会教育の振興について」であります。

社会教育については、本年度2年目となる第3次社会教育中期計画の「人、自然、ふるさとから学び、地域と共に生きる」という基本理念に基づき、人々が生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすため、それぞれのライフステージに応じた取り組みを進めてまいります。

家庭教育については、核家族や共働きが一般化した現代においては子育ての知識や知恵を得る機会が減り、子育てに不安を感じている保護者も少なくありません。

このため、子育て世代包括支援センターと連携強化を図り、「家庭教育研修会」や「親子で参加できる講座」などの学習機会

の充実に努めてまいります。

青少年教育については、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長することは、親はもとより地域社会にとっても変わらぬ願いであります。この時期は人格形成の基礎がつくられる最も大切な時期であります。

このため、家庭、学校、地域との連携により、現在実施しております「湧ゆう湧くわく体験塾」や「児童宿泊研修会」「百人一首教室」などのほか、子ども会の連合組織である青少年指導センターと協力し、「ミニバレーボール大会」など子どもたちの交流事業の提供に努めてまいります。

また、昨年度に友好都市提携20周年を迎えた新篠津村との絆をさらに深めるため、本年度は湧別町を舞台に「小学生の交流キャンプ」を実施いたします。

青年団体協議会は、町イベントへの参画など地域に根ざした活動を積極的に展開しておりますので、今後も自主性を尊重しながら研修や学習機会の提供など活動支援に努めてまいります。

成人教育については、学習領域も日常生活や職業上の課題に加え、健康や政治経済への関心など多岐に渡ります。このため成人期に求められるニーズや今日的課題に応じた学習機会の提供に努めてまいります。

「町民大学」は、実行委員会が主体となって企画運営いただいております。本年度は、合併15周年記念事業として、魅力ある著名な講師を選定いただき、多くの町民が関心をもたれる講演会になるよう支援してまいります。

また、「お宝を訪ねる旅」や「ふるさと講座」を開催している社会教育関係団体への支援のほか、生涯学習振興奨励事業補助金により、自ら企画実施する自主事業を支援するとともに、町民の学習機会の充実に努めてまいります。

高齢者教育については、「チューリップ生きがい大学」での研修旅行やクラブ活動などの1年間を通じた学習と交流を柱としながらも、活動意欲の高いアクティブシニアの多様なニーズに応えるため、スマートフォン教室など少人数・短期間の学習機会も提供し、高齢者の学びを支えてまいります。

社会教育施設については、生涯学習活動の拠点となる施設でありますので、指定管理者の民間活力を活用しながら、町民が気軽に安心して利用できる施設運営に努めてまいります。

本年度は、文化センターTOMの大ホールの冷房設備を更新し、文化センターとしての機能充実を図ってまいります。

また、文化センターさざ波や湧別総合体育館の照明LED化を進め、電気料金の削減にも努めてまいります。

第十二は、「スポーツの振興について」であります。

スポーツは、個人の健康増進・体力向上のほか、コミュニティの形成においても他者との交流が図られるなど重要な役割を担っております。

このことから、体育協会をはじめスポーツ少年団や自治会などと連携し、町民それぞれの年代に応じたスポーツ教室や、「五鹿山マラソン大会」「町民スケート大会」「300歳バレーボール大会」などの各種大会を開催することにより、生涯スポーツの推進に努めてまいります。

また、合併15周年記念事業として、昨年度締結したレバンガ

北海道との包括連携協定に基づき、「バスケットボール教室」や「トークイベント」を開催し、子どもから大人までスポーツの楽しさを実感できる取り組みを進めてまいります。

「チャレンジデー」については、スポーツや健康づくりを推進するため、本町独自の取り組みとして、時期や内容を見直して取り組んでまいります。

合宿誘致については、「三井住友海上女子柔道部の合宿」を5年ぶりに誘致するほか、新しい分野についても合宿の働きかけを行ってまいります。

### 第十三は、「芸術文化の振興について」であります。

優れた芸術文化に触れたときの感動や、自ら表現したときの喜びは、町民一人ひとりの創造性を育み、心を豊かにし、より良い人生を築いていきます。

本年度は、合併15周年記念事業として「一般向け音楽公演」を開催するほか、「良いもの見よう聞こう会」などの町民有志団体が企画する芸術文化公演に対して支援してまいります。

また、文化連盟をはじめとする文化サークルの活動を継続的

に支援し、暮らしにゆとりとうるおいを実感できるよう芸術文化の振興に努めてまいります。

第十四は、「部活動の地域移行について」であります。

「部活動の地域移行」については、国は令和8年度から中学校の休日の部活動について、学校部活動から地域クラブ活動に移行することを推進しておりますが、指導者や移動手段の確保など地域移行への課題も多いため、昨年度設置した「湧別町部活動地域移行検討委員会」での協議を進めながら、本町の実情にあった地域クラブ等への移行について引き続き、検討してまいります。

第十五は、「博物館及び文化財保護活動について」であります。

ふるさと館 J R Y・郷土館については、収蔵資料の整理を進め、適正な保存に努めてまいります。また、資料や遺跡を活用した学校教育との連携による博物館学習を継続し、子どもたちが歴史



文化に触れる機会を提供してまいります。

文化財については、遺跡を保護し、次世代に伝えていく必要があります。

平成30年度より実施している北海道指定史跡「シブノツナイ竪穴住居跡」の調査結果の分析を進め、専門家による調査検討委員会、文化庁との協議等を行い、遺跡の価値の確認作業を継続してまいります。

第十六は、「図書館活動の振興について」であります。

図書館については、学習活動の重要な拠点であります。そのため、本の購入、展示、質問への対応などの図書館機能の充実に努めてまいります。

子どもの読書機会を増やすため、ブックスタート事業、学校図書支援、移動図書館車運行、さらには各ボランティアとの協働による読み聞かせ会などの読書機会の提供を行い、読書普及活動の推進に努めてまいります。

また、マイナンバーカードで図書館の利用を可能とし、さらなる利便性の向上に努めてまいります。

以上、令和6年度の教育委員会の所管行政に関する執行方針を申し上げました。

教育委員会では、町民が生涯学びつづける環境づくりのため、職員一丸となり教育振興に取り組みますので、町民の皆さま及び議員並びに教育関係者のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。